

○総務省令第百十八号

東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するための地方税法及び東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の一部を改正する法律（平成二十三年法律第九十六号）の施行に伴い、並びに地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成二十三年法律第四十号）及び地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）の規定に基づき、地方税法施行規則及び普通交付税に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年八月十二日

総務大臣 片山 善博

地方税法施行規則及び普通交付税に関する省令の一部を改正する省令

（地方税法施行規則の一部改正）

第一条 地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号）の一部を次のように改正する。

附則第二十二條の次に次の一條を加える。

(政令附則第三十一条第五項に規定する総務省令で定める書類)

第二十二條の二 政令附則第三十一条第五項に規定する総務省令で定める書類は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類とする。

一 法附則第五十一条第一項又は第二項の規定の適用を受けようとする場合 次に掲げる書類

イ 法附則第五十一条第一項に規定する被災家屋（以下この号において「被災家屋」という。）又は同条第二項に規定する従前の土地（以下この号において「従前の土地」という。）の所有者の氏名又は名称及び住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地並びに当該被災家屋又は当該従前の土地の所在地を記載した書類並びに当該被災家屋が東日本大震災（法附則第四十二条第一項に規定する東日本大震災をいう。以下同じ。）により被害を受けたことについて当該被災家屋の所在地の市町村長が証する書類その他の当該被災家屋が東日本大震災により滅失し、又は損壊した旨を証する書類

ロ 被災家屋の床面積及び法附則第五十一条第一項に規定する代替家屋（以下ロにおいて「代替家屋」という。）の床面積を証する書類又は従前の土地の面積及び代替家屋の敷地の用に供する土地の

面積を証する書類

ハ 政令附則第三十一条第一項第二号から第四号までに掲げる者又は同条第二項第二号から第四号までに掲げる者（以下ハにおいて「相続人等」という。）が、法附則第五十一条第一項又は第二項の規定の適用を受けようとする場合にあつては、イ及びロに掲げるもののほか、戸籍の謄本又は法人の登記事項証明書その他のその適用を受けようとする者が相続人等に該当する旨を証する書類

ニ 政令附則第三十一条第二項第三号に掲げる者が、法附則第五十一条第二項の規定の適用を受けようとする場合にあつては、イからハまでに掲げるもののほか、政令附則第三十一条第二項第一号に掲げる者と同居する予定であることを約する書類

二 法附則第五十一条第三項又は第四項の規定の適用を受けようとする場合 次に掲げる書類

イ 法附則第五十一条第三項に規定する対象区域内家屋（以下この号において「対象区域内家屋」という。）又は同条第四項に規定する対象土地（以下この号において「対象土地」という。）の所有者の氏名又は名称及び住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地並びに当該対象区域内家屋又は当該対象土地の所在地を記載した書類並びに当該対象区域内家屋を同条第三項又は第四項に規定す

る警戒区域設定指示が行われた日において所有していた旨を証する書類

ロ 対象区域内家屋の床面積及び法附則第五十一条第三項に規定する代替家屋（以下ロにおいて「代替家屋」という。）の床面積を証する書類又は対象土地の面積及び代替家屋の敷地の用に供する土地の面積を証する書類

ハ 政令附則第三十一条第三項第二号から第四号までに掲げる者又は同条第四項第二号から第四号までに掲げる者（以下ハにおいて「相続人等」という。）が、法附則第五十一条第三項又は第四項の規定の適用を受けようとする場合にあつては、イ及びロに掲げるもののほか、戸籍の謄本又は法人の登記事項証明書その他のその適用を受けようとする者が相続人等に該当する旨を証する書類

ニ 政令附則第三十一条第四項第三号に掲げる者が、法附則第五十一条第四項の規定の適用を受けようとする場合にあつては、イからハまでに掲げるもののほか、政令附則第三十一条第四項第一号に掲げる者と同居する予定であることを約する書類

附則第二十三条の見出し中「附則第三十二条第二項の」を「附則第三十二条第五項に規定する」に改め、同条中「附則第三十二条第二項」を「附則第三十二条第一項に規定する者が法附則第五十二条第一項の

規定の適用を受けようとする場合における政令附則第三十二条第五項」に改め、同条第一号イ中「この条」を「この項」に改め、同号ハ中「代替自動車」の下に「、同条第二項（東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するための地方税法及び東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の一部を改正する法律（平成二十三年法律第九十六号。以下「地方税法等改正法」という。）附則第二条の規定により読み替えて適用される場合を含む。以下ハ及び次項第一号ハにおいて同じ。）の規定の適用を受けた法附則第五十二条第二項に規定する代替自動車又は同条第三項（地方税法等改正法附則第二条の規定により読み替えて適用される場合を含む。以下ハ及び次項第一号ハにおいて同じ。）の規定の適用を受けた法附則第五十二条第三項に規定する他の自動車」を加え、同条に次の一項を加える。

2 政令附則第三十二条第三項又は第四項に規定する者が法附則第五十二条第二項又は第三項の規定の適用を受けようとする場合における政令附則第三十二条第五項に規定する総務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 次に掲げる事項を記載した書類

イ 対象区域内用途廃止等自動車（法附則第五十二条第二項に規定する対象区域内用途廃止等自動車をいう。以下同じ。）の同項各号又は同条第三項に規定する警戒区域設定指示が行われた日における所有者（法第百十四条第一項に規定する場合にあつては、同項に規定する買主。以下この号において同じ。）の氏名又は名称及び住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地、当該対象区域内用途廃止等自動車の自動車登録番号又は車両番号、車台番号及び主たる定置場並びに当該対象区域内用途廃止等自動車が営業用又は自家用のいずれであるかの別

ロ 法附則第五十二条第二項又は第三項の規定の適用を受けようとする自動車（以下この号において「申請自動車」という。）の所有者の氏名又は名称及び住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地、当該申請自動車の自動車登録番号又は車両番号、車台番号、種別及び主たる定置場並びに当該申請自動車が営業用又は自家用のいずれであるかの別

ハ 当該対象区域内用途廃止等自動車の所有者につき、既に法附則第五十二条第一項の規定の適用を受けた同項に規定する代替自動車、同条第二項の規定の適用を受けた同項に規定する代替自動車又は同条第三項の規定の適用を受けた同項に規定する他の自動車がある場合にはその台数、自動車登

録番号又は車両番号及び車台番号

ニ 当該対象区域内用途廃止等自動車の法附則第五十二条第二項各号又は第三項に規定する警戒区域設定指示が行われた日における所在地

ホ 当該対象区域内用途廃止等自動車が法附則第五十二条第二項第二号に掲げる自動車に該当する場合にあつては、同号に規定する警戒区域設定指示が解除された日

ヘ 当該対象区域内用途廃止等自動車が法附則第五十二条第二項第三号に掲げる自動車に該当する場合にあつては、同号に規定する移動させた日

ト 当該対象区域内用途廃止等自動車の用途を廃止し、法附則第五十二条第二項第二号イ若しくは第三号イに規定する引取業者に引き渡し又は解体した日

チ イからトまでに規定するもののほか、申請自動車が対象区域内用途廃止等自動車に代わるものと認めるに際し、法附則第五十二条第二項又は第三項に規定する道府県知事が必要と認める事項

二 次に掲げるいずれかの書類

イ 政令附則第三十二条の二第二項に規定する主たる定置場所在の道府県の知事が法附則第五十四条

第七項に規定する対象区域内自動車を対象区域内用途廃止等自動車に該当することとなったことを証する書類

ロ 政令附則第三十四条第十項に規定する主たる定置場所在の市町村の長が法附則第五十七条第十三項に規定する対象区域内自動車が対象区域内用途廃止等自動車に該当することとなったことを証する書類

ハ 次に掲げる場合の区分に応じ次に定める書類

(1) 対象区域内用途廃止等自動車が法附則第五十二条第二項第二号に掲げる自動車（用途を廃止したものを除く。）に該当する場合 道路運送車両法第二十二条第一項に規定する登録事項等証明書（(2)から(4)までにおいて「登録事項等証明書」という。）であつて解体した自動車が対象区域内用途廃止等自動車に該当することとなったことを証するもの又は同法第七十二条の三に規定する軽自動車検査ファイルに記録されている事項を証明した書面（(2)から(4)までにおいて「検査記録事項等証明書」という。）であつて解体した自動車が対象区域内用途廃止等自動車に該当することとなったことを証するもの及び当該自動車を同号イに規定する引取業者に引き渡したことを

証する書類又は当該自動車を解体したことを証する書類

- (2) 対象区域内用途廃止等自動車が法附則第五十二条第二項第三号に掲げる自動車（用途を廃止したものに限る。）に該当する場合 登録事項等証明書であつて用途を廃止した自動車が対象区域内用途廃止等自動車に該当することとなつたことを証するもの又は検査記録事項等証明書であつて用途を廃止した自動車が対象区域内用途廃止等自動車に該当することとなつたことを証するもの及び同号に規定する移動させた日を証する書類（当該移動させた日を証する書類をやむを得ない理由により提出することができない場合にあっては、当該移動させた日を確認するため同項又は同条第三項に規定する道府県知事が適当と認める書類。以下この号において同じ。）

- (3) 対象区域内用途廃止等自動車法附則第五十二条第二項第三号に掲げる自動車（用途を廃止したものを除く。）に該当する場合 登録事項等証明書であつて解体した自動車が対象区域内用途廃止等自動車に該当することとなつたことを証するもの又は検査記録事項等証明書であつて解体した自動車が対象区域内用途廃止等自動車に該当することとなつたことを証するもの、同号に規

定する移動させた日を証する書類及び当該自動車を同号イに規定する引取業者に引き渡したことを証する書類又は当該自動車を解体したことを証する書類

- (4) (1)から(3)までに掲げる場合以外の場合 登録事項等証明書であつて用途を廃止した自動車が対象区域内用途廃止等自動車に該当することとなつたことを証するもの又は検査記録事項等証明書であつて用途を廃止した自動車が対象区域内用途廃止等自動車に該当することとなつたことを証するものうち用途を廃止した日の記載がされているもの

- 三 政令附則第三十二条第三項第二号及び第三号又は同条第四項第二号及び第三号に掲げる者（以下この号において「相続人等」という。）が、法附則第五十二条第二項又は第三項の規定の適用を受けようとする場合にあつては、前二号に掲げるもののほか、戸籍の謄本又は法人に係る登記事項証明書その他のその適用を受けようとする者が相続人等に該当する旨を証する書類

附則第二十三条の次に次の一条を加える。

（政令附則第三十二条の二に規定する総務省令で定める書類）

第二十三条の二 政令附則第三十二条の二第一項に規定する総務省令で定める書類は、次に掲げる書類と

する。

一 次に掲げる事項を記載した書類

イ 対象区域内用途廃止等自動車の法附則第五十二条第三項に規定する警戒区域設定指示が行われた日における所有者（法第百十四条第一項に規定する場合にあつては、同項に規定する買主。以下この号において同じ。）の氏名又は名称及び住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地、当該対象区域内用途廃止等自動車の自動車登録番号又は車両番号、車台番号及び主たる定置場並びに当該対象区域内用途廃止等自動車が営業用又は自家用のいずれであるかの別

ロ 法附則第五十四条第三項の規定の適用を受けようとする自動車（以下この号において「申請自動車」という。）の所有者の氏名又は名称及び住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地、当該申請自動車の自動車登録番号、車台番号及び主たる定置場並びに当該申請自動車が営業用又は自家用のいずれであるかの別

ハ 当該対象区域内用途廃止等自動車の所有者につき、既に法附則第五十二条第一項の規定の適用を受けた同項に規定する代替自動車、同条第二項（地方税法等改正法附則第二条の規定により読み替

- えて適用される場合を含む。以下ハにおいて同じ。）の規定の適用を受けた同項に規定する代替自動車又は法附則第五十二条第三項（地方税法等改正法附則第二条の規定により読み替えて適用される場合を含む。以下ハにおいて同じ。）の規定の適用を受けた同項に規定する他の自動車がある場合にはその台数、自動車登録番号又は車両番号及び車台番号
- ニ 当該対象区域内用途廃止等自動車の法附則第五十二条第三項に規定する警戒区域設定指示が行われた日における所在地
- ホ 当該対象区域内用途廃止等自動車が法附則第五十二条第二項第二号に掲げる自動車に該当する場合にあつては、同号に規定する警戒区域設定指示が解除された日
- ヘ 当該対象区域内用途廃止等自動車が法附則第五十二条第二項第三号に掲げる自動車に該当する場合にあつては、同号に規定する移動させた日
- ト 当該対象区域内用途廃止等自動車の用途を廃止し、法附則第五十二条第二項第二号イ若しくは第三号イに規定する引取業者に引き渡し又は解体した日
- チ イからトまでに規定するもののほか、申請自動車が対象区域内用途廃止等自動車に代わるものと

認めるに際し、法附則第五十四条第三項に規定する道府県の知事が必要と認める事項

二 法附則第五十二条第三項の規定の適用を受けたことを証する書類

三 政令附則第三十二条第四項第二号及び第三号に掲げる者（以下この号において「相続人等」という。）が、法附則第五十四条第三項の規定の適用を受けようとする場合にあつては、前二号に掲げるもののほか、戸籍の謄本又は法人に係る登記事項証明書その他のその適用を受けようとする者が相続人等に該当する旨を証する書類

2 政令附則第三十二条の二第二項に規定する総務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 次に掲げる事項を記載した書類

イ 対象区域内用途廃止等自動車の所有者（法第百十四条第一項に規定する場合にあつては、同項に規定する買主。ロにおいて同じ。）の氏名又は名称及び住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地、当該対象区域内用途廃止等自動車の自動車登録番号、車台番号及び主たる定置場並びに当該対象区域内用途廃止等自動車が営業用又は自家用のいずれであるかの別

ロ 当該対象区域内用途廃止等自動車の法附則第五十四条第七項に規定する警戒区域設定指示が行わ

れた日における所有者の氏名又は名称

ハ 当該対象区域内用途廃止等自動車の法附則第五十四条第七項に規定する警戒区域設定指示が行われた日における所在地

ニ 当該対象区域内用途廃止等自動車が法附則第五十二条第二項第二号に掲げる自動車に該当する場合にあつては、同号に規定する警戒区域設定指示が解除された日

ホ 当該対象区域内用途廃止等自動車が法附則第五十二条第二項第三号に掲げる自動車に該当する場合にあつては、同号に規定する移動させた日

ヘ 当該対象区域内用途廃止等自動車の用途を廃止し、法附則第五十二条第二項第二号イ若しくは第三号イに規定する引取業者に引き渡し又は解体した日

ト イからへまでに規定するもののほか、法附則第五十四条第七項に規定する対象区域内自動車が対象区域内用途廃止等自動車に該当することとなつたと認めるに際し、当該対象区域内自動車の主たる定置場所在の道府県の知事が必要と認める事項

二 道路運送車両法第二十二条第一項に規定する登録事項等証明書であつて当該対象区域内自動車が対

象区域内用途廃止等自動車に該当することとなつたことを証するもの

三 対象区域内用途廃止等自動車が法附則第五十二条第二項第二号に掲げる自動車に該当する場合には、当該自動車を同号イに規定する引取業者に引き渡したことを証する書類又は当該自動車を解体したことを証する書類

四 対象区域内用途廃止等自動車が法附則第五十二条第二項第三号に掲げる自動車に該当する場合には、同号に規定する移動させた日を証する書類（当該移動させた日を証する書類をやむを得ない理由により提出することができない場合にあつては、当該移動させた日を確認するため当該自動車の主たる定置場所在の道府県の知事が適当と認める書類）及び当該自動車を同号イに規定する引取業者に引き渡したことを証する書類又は当該自動車を解体したことを証する書類

附則第二十四条第十項中「次項」を「第十二項第二号」に改め、同条第十一項中「附則第三十三条第二十項」を「附則第三十三条第二十九項」に改め、同項第一号イ中「所在地、」を「所在地並びに」に、「代替土地の所在地」を「当該代替土地の所在地を記載した書類」に改め、「（法附則第四十二条第一項に規定する東日本大震災をいう。以下同じ。）」を削り、同項第二号イ中「所在地、」を「所在地並びに」

に改め、同項に次の二号を加える。

三 法附則第五十六条第十三項の規定の適用を受けようとする場合 次に掲げる書類

イ 対象区域内住宅用地（法附則第五十六条第十三項に規定する対象区域内住宅用地をいう。以下この号において同じ。）及び当該対象区域内住宅用地に代わるものとして同項の規定の適用を受けようとする土地（以下この号において「代替土地」という。）の所有者の氏名又は名称及び住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地並びに当該対象区域内住宅用地及び当該代替土地の所在地を記載した書類並びに当該対象区域内住宅用地を同項に規定する警戒区域設定指示が行われた日において同項に規定する警戒区域設定指示区域内に所有していた旨を証する書類

ロ 対象区域内住宅用地が平成二十三年度分の固定資産税について法第三百四十九条の三の二の規定の適用を受けたことを証する書類及び代替土地を同条第一項に規定する住宅用地として使用する予定であることを約する書類

ハ 対象区域内住宅用地の面積（当該対象区域内住宅用地が共有物であるときは、政令附則第三十三条第二十項第一号に掲げる者が有していた当該対象区域内住宅用地に係る持分の割合に応ずる対象

区域内住宅用地の面積）及び代替土地の面積（当該代替土地が共有物であるときは、同項各号に掲げる者が有している持分の割合に応ずる代替土地の面積）を証する書類

ニ 政令附則第三十三条第二十項第二号から第四号までに掲げる者（以下この号において「相続人等」という。）が、法附則第五十六条第十三項の規定の適用を受けようとする場合にあつては、この号のイからハまでに掲げるもののほか、戸籍の謄本又は法人に係る登記事項証明書その他のその適用を受けようとする者が相続人等に該当する旨を証する書類

ホ 政令附則第三十三条第二十項第三号に掲げる者が、法附則第五十六条第十三項の規定の適用を受けようとする場合にあつては、この号のイからニまでに掲げるもののほか、政令附則第三十三条第二十項第一号に掲げる者と同居する予定であることを約する書類

四 法附則第五十六条第十四項又は第十五項の規定の適用を受けようとする場合 次に掲げる書類

イ 対象区域内家屋又は法附則第五十六条第十五項に規定する対象区域内償却資産（以下この号において「対象区域内償却資産」という。）の所有者の氏名又は名称及び住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地並びに当該対象区域内家屋又は対象区域内償却資産の所在地を記載した書類並びに

当該対象区域内家屋を同条第十四項に規定する警戒区域設定指示が行われた日において同項に規定する警戒区域設定指示区域内に所有していた旨を証する書類又は当該対象区域内償却資産を同条第十五項に規定する警戒区域設定指示が行われた日において同項に規定する警戒区域設定指示区域内に所有していた旨を約する書類

ロ 対象区域内家屋又は対象区域内償却資産が平成二十三年度分の固定資産税に係る固定資産課税台帳に登録されていた旨を証する書類その他の対象区域内家屋又は対象区域内償却資産が存したことを証する書類及び対象区域内家屋又は対象区域内償却資産に代わるものとして法附則第五十六条第十四項又は第十五項の規定の適用を受けようとする家屋又は償却資産の詳細を明らかにする書類

ハ 政令附則第三十三条第二十三項第二号から第四号までに掲げる者又は同条第二十六項第二号から第四号までに掲げる者（以下この号において「相続人等」という。）が、法附則第五十六条第十四項又は第十五項の規定の適用を受けようとする場合にあつては、この号のイ及びロに掲げるものほか、政令附則第三十三条第二十三項第二号から第四号まで又は同条第二十六項第三号若しくは第四号に掲げる者にあつては戸籍の謄本又は法人に係る登記事項証明書、同項第二号に掲げる者にあ

つては対象区域内償却資産に係る売買契約書その他のその適用を受けようとする者が相続人等に該当する旨を証する書類

附則第二十四条第十一項を同条第十二項とし、同条第十項の次に次の一項を加える。

11 政令附則第三十三条第二十五項の規定の適用について、同項中対象区域内家屋（同条第二十三項第一号に規定する対象区域内家屋をいう。次項第四号において同じ。）で区分所有に係る家屋であるもの又は同条第二十四項第二号に掲げる区分所有に係る家屋の専有部分の床面積の算定に関しては、これらの家屋に共用部分がある場合には、その部分の床面積をこれを共用していた又は共用すべき各区分所有者の専有部分の床面積の割合により配分して、それぞれの各区分所有者の専有部分の床面積に算入するものとする。

附則第二十五条の見出し中「附則第三十四条第三項の」を「附則第三十四条第九項に規定する」に改め、同条第一項中「附則第三十四条第三項」を「附則第三十四条第九項」に改め、同項第一号ハを次のように改める。

ハ 当該被災自動車の所有者につき、次に掲げる自動車（法第百十三条第一項の自動車をいう。以下

この項において同じ。)がある場合には、当該自動車の台数、自動車登録番号又は車両番号及び車台番号

- (1) 既に法附則第五十二条第一項の規定の適用を受けた同項に規定する代替自動車
- (2) 既に法附則第五十二条第二項（地方税法等改正法附則第二条の規定により読み替えて適用される場合を含む。以下(2)及び第四項第一号ハ(2)において同じ。）の規定の適用を受けた法附則第五十二条第二項に規定する代替自動車
- (3) 既に法附則第五十二条第三項（地方税法等改正法附則第二条の規定により読み替えて適用される場合を含む。以下(3)及び第四項第一号ハ(3)において同じ。）の規定の適用を受けた法附則第五十二条第三項に規定する他の自動車
- (4) 既に法附則第五十七条第一項の規定の適用を受けた同項に規定する被災自動車に代わるものと市町村長が認める軽自動車（(1)に掲げる代替自動車を除く。）
- (5) 既に法附則第五十七条第四項（地方税法等改正法附則第二条の規定により読み替えて適用される場合を含む。以下(5)及び第四項第一号ハ(5)において同じ。）の規定の適用を受けた法附則第五

十七条第四項に規定する対象区域内用途廃止等自動車に代わるものと市町村長が認める軽自動車
(2)に掲げる代替自動車を除く。)

(6) 既に法附則第五十七条第五項（地方税法等改正法附則第二条の規定により読み替えて適用される場合を含む。以下(6)及び第四項第一号ハ(6)において同じ。）の規定の適用を受けた法附則第五
十七条第五項に規定する他の軽自動車（(3)に掲げる他の自動車を除く。）

附則第二十五条第一項第二号中「登録事項等証明書」の下に「（第四項第二号において「登録事項等証明書」という。）を、「証明した書面」の下に「（第四項第二号において「軽自動車検査記録事項等証明書」という。）を加え、同条第二項中「附則第三十四条第三項」を「附則第三十四条第九項」に改め、同項第一号ハ中「規定する二輪自動車等」の下に「、同条第六項（地方税法等改正法附則第二条の規定により読み替えて適用される場合を含む。以下ハ及び第五項第一号ハにおいて同じ。）の規定の適用を受けた法附則第五十七条第六項に規定する対象区域内用途廃止等二輪自動車等に代わるものと市町村長が認める二輪自動車等又は同条第七項（地方税法等改正法附則第二条の規定により読み替えて適用される場合を含む。以下ハ及び第五項第一号ハにおいて同じ。）の規定の適用を受けた法附則第五十七条第七項に規

定する他の二輪自動車等」を加え、同項第二号中「証明した書面」の下に「（第五項第三号において「二輪自動車検査記録事項等証明書」という。）」を加え、同条第三項中「附則第三十四条第三項」を「附則第三十四条第九項」に改め、同項第一号ハ中「認める小型特殊自動車」の下に「、同条第八項（地方税法等改正法附則第二条の規定により読み替えて適用される場合を含む。以下ハ及び第六項第一号ハにおいて同じ。）の規定の適用を受けた法附則第五十七条第八項に規定する対象区域内用途廃止等小型特殊自動車に代わるものと市町村長が認める小型特殊自動車又は同条第九項（地方税法等改正法附則第二条の規定により読み替えて適用される場合を含む。以下ハ及び第六項第一号ハにおいて同じ。）の規定の適用を受けた法附則第五十七条第九項に規定する他の小型特殊自動車」を加え、同条に次の六項を加える。

4 政令附則第三十二条第三項又は第四項に規定する者が法附則第五十七条第四項又は第五項の規定の適用を受けようとする場合における政令附則第三十四条第九項に規定する総務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 次に掲げる事項を記載した書類

イ 対象区域内用途廃止等自動車の法附則第五十二条第二項各号又は第三項に規定する警戒区域設定

指示が行われた日における所有者（法第四百四十二条の二第二項に規定する場合にあつては、同項に規定する買主。以下この号において同じ。）の氏名又は名称及び住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地、当該対象区域内用途廃止等自動車の自動車登録番号又は車両番号、車台番号及び主たる定置場並びに当該対象区域内用途廃止等自動車が営業用又は自家用のいずれであるかの別

ロ 法附則第五十七条第四項又は第五項の規定の適用を受けようとする軽自動車（二輪のものを除く。以下この項において「申請軽自動車」という。）の所有者の氏名又は名称及び住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地、当該申請軽自動車の車両番号、車台番号、種別及び主たる定置場並びに当該申請軽自動車が営業用又は自家用のいずれであるかの別

ハ 当該対象区域内用途廃止等自動車の所有者につき、次に掲げる自動車（法第一百三十三条第一項の自動車をいう。以下この項において同じ。）がある場合には、当該自動車の台数、自動車登録番号又は車両番号及び車台番号

- (1) 既に法附則第五十二条第一項の規定の適用を受けた同項に規定する代替自動車
- (2) 既に法附則第五十二条第二項の規定の適用を受けた同項に規定する代替自動車

- (3) 既に法附則第五十二条第三項の規定の適用を受けた同項に規定する他の自動車
 - (4) 既に法附則第五十七条第一項の規定の適用を受けた同項に規定する被災自動車に代わるものと
市町村長が認める軽自動車（(1)に掲げる代替自動車を除く。）
 - (5) 既に法附則第五十七条第四項の規定の適用を受けた同項に規定する対象区域内用途廃止等自動車に代わるものと市町村長が認める軽自動車（(2)に掲げる代替自動車を除く。）
 - (6) 既に法附則第五十七条第五項の規定の適用を受けた同項に規定する他の軽自動車（(3)に掲げる他の自動車を除く。）
- 二 当該対象区域内用途廃止等自動車の法附則第五十二条第二項各号又は第三項に規定する警戒区域設定指示が行われた日における所在地
- ホ 当該対象区域内用途廃止等自動車法附則第五十二条第二項第二号に掲げる自動車に該当する場合にあつては、同号に規定する警戒区域設定指示が解除された日
- ヘ 当該対象区域内用途廃止等自動車が法附則第五十二条第二項第三号に掲げる自動車に該当する場合にあつては、同号に規定する移動させた日

ト 当該対象区域内用途廃止等自動車の用途を廃止し、法附則第五十二条第二項第二号イ若しくは第三号イに規定する引取業者に引き渡し又は解体した日

チ イからトまでに規定するもののほか、申請軽自動車の対象区域内用途廃止等自動車に代わるものと認めるに際し、法附則第五十七条第四項又は第五項に規定する市町村長が必要と認める事項

二 次に掲げるいずれかの書類

イ 申請軽自動車について法附則第五十二条第二項又は第三項の規定の適用を受けたことを同条第二項又は第三項に規定する道府県知事が証する書類

ロ 政令附則第三十二条の二第二項に規定する主たる定置場所在の道府県の知事が法附則第五十四条第七項に規定する対象区域内自動車が対象区域内用途廃止等自動車に該当することとなったことを証する書類

ハ 政令附則第三十四条第十項に規定する主たる定置場所在の市町村の長が法附則第五十七条第十三項に規定する対象区域内自動車が対象区域内用途廃止等自動車に該当することとなったことを証する書類

二 次に掲げる場合の区分に応じ次に定める書類

- (1) 当該対象区域内用途廃止等自動車が法附則第五十二条第二号に掲げる自動車（用途を廃止したものを除く。）に該当する場合 登録事項等証明書であつて解体した自動車の対象区域内用途廃止等自動車に該当することとなつたことを証するもの（以下この号において「解体登録事項等証明書」という。）又は軽自動車検査記録事項等証明書であつて解体した自動車を対象区域内用途廃止等自動車に該当することとなつたことを証するもの（以下この号及び第七項において「解体軽自動車検査記録事項等証明書」という。）及び当該自動車を法附則第五十二条第二号第二号イに規定する引取業者に引き渡したことを証する書類又は当該自動車を解体したことを証する書類
- (2) 当該対象区域内用途廃止等自動車が法附則第五十二条第二号第三号に掲げる自動車（用途を廃止したものに限り。）に該当する場合 登録事項等証明書であつて用途を廃止した自動車を対象区域内用途廃止等自動車に該当することとなつたことを証するもの（以下この号において「用途廃止登録事項等証明書」という。）及び同号に規定する移動させた日を証する書類（当該移動さ

せた日を証する書類をやむを得ない理由により提出することができない場合にあつては、当該移動させた日を確認するため法附則第五十七条第四項又は第五項に規定する市町村長が相当と認め
る書類）（以下この号において「持出日証明書」という。）又は軽自動車検査記録事項等証明
書であつて用途を廃止した自動車が対象区域内用途廃止等自動車に該当することとなつたことを
証するもの（以下この号及び第七項において「用途廃止軽自動車検査記録事項等証明書」という
。）のうち用途を廃止した日の記載がされているもの及び持出日証明書類

(3) 当該対象区域内用途廃止等自動車が法附則第五十二条第二項第三号に掲げる自動車（用途を廃
止したものを除く。）に該当する場合 解体登録事項等証明書又は解体軽自動車検査記録事項等
証明書、持出日証明書類及び当該自動車を同号イに規定する引取業者に引き渡したことを証する
書類又は当該自動車を解体したことを証する書類

(4) (1)から(3)までに掲げる場合以外の場合 用途廃止登録事項等証明書又は用途廃止軽自動車検査
記録事項等証明書のうち用途を廃止した日の記載がされているもの

三 政令附則第三十二条第三項第二号及び第三号又は第四項第二号及び第三号に掲げる者（以下この号

において「相続人等」という。）が、法附則第五十七条第四項又は第五項の規定の適用を受けようとする場合にあつては、前二号に掲げるもののほか、戸籍の謄本又は法人に係る登記事項証明書その他のその適用を受けようとする者が相続人等に該当する旨を証する書類

5 政令附則第三十四条第四項又は第五項に規定する者が法附則第五十七条第六項又は第七項の規定の適用を受けようとする場合における政令附則第三十四条第九項に規定する総務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 次に掲げる事項を記載した書類

イ 対象区域内用途廃止等二輪自動車等（法附則第五十七条第六項に規定する対象区域内用途廃止等二輪自動車等をいう。以下この項及び第八項において同じ。）の同条第六項各号又は第七項に規定する警戒区域設定指示が行われた日における所有者（法第四百四十二条の二第二項に規定する場合にあつては、同項に規定する買主。以下この号において同じ。）の氏名又は名称及び住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地並びに当該対象区域内用途廃止等二輪自動車等の車両番号又は標識番号、車台番号及び主たる定置場（当該対象区域内用途廃止等二輪自動車等が原動機付自転車又は

軽自動車（二輪のものに限る。）であつた場合にあつては、当該対象区域内用途廃止等二輪自動車等の車両番号又は標識番号及び主たる定置場）

ロ 法附則第五十七条第六項又は第七項の規定の適用を受けようとする同条第六項又は第七項に規定する二輪自動車等（以下この号において「申請二輪自動車等」という。）の所有者の氏名又は名称及び住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地並びに当該申請二輪自動車等の車両番号又は標識番号、車台番号、種別及び主たる定置場

ハ 当該対象区域内用途廃止等二輪自動車等の所有者につき、既に法附則第五十七条第二項の規定の適用を受けた同項に規定する被災二輪自動車等に代わるものと市町村長が認める二輪自動車等、同条第六項の規定の適用を受けた同項に規定する対象区域内用途廃止等二輪自動車等に代わるものと市町村長が認める二輪自動車等又は同条第七項の規定の適用を受けた同項に規定する他の二輪自動車等がある場合にはその台数、車両番号又は標識番号及び車台番号

ニ 当該対象区域内用途廃止等二輪自動車等の法附則第五十七条第六項各号又は第七項に規定する警戒区域設定指示が行われた日における所在地

ホ 当該対象区域内用途廃止等二輪自動車等が法附則第五十七条第六項第二号に掲げる二輪自動車等に該当する場合にあつては、同号に規定する警戒区域設定指示が解除された日

へ 当該対象区域内用途廃止等二輪自動車等が法附則第五十七条第六項第三号に掲げる二輪自動車等に該当する場合にあつては、同号に規定する移動させた日

ト 当該対象区域内用途廃止等二輪自動車等の用途を廃止し又は解体した日

チ イからトまでに規定するもののほか、申請二輪自動車等が対象区域内用途廃止等二輪自動車等に代わるものと認めるに際し、法附則第五十七条第六項又は第七項に規定する市町村長が必要と認める事項

二 原動機付自転車及び軽自動車（二輪のものに限る。）について法附則第五十七条第六項又は第七項の規定の適用を受けようとする場合にあつては、次に掲げる場合の区分に応じ次に定める書類

イ 対象区域内用途廃止等二輪自動車等が法附則第五十七条第六項第一号に掲げる二輪自動車等に該当する場合 政令附則第三十四条第十項に規定する主たる定置場所在の市町村の長が法附則第五十七条第十三項に規定する対象区域内二輪自動車等が対象区域内用途廃止等二輪自動車等に該当する

こととなつたことを証する書類（以下この項において「対象区域内用途廃止等二輪自動車等証明書」という。）又は対象区域内用途廃止等二輪自動車等について用途を廃止した日以後再使用及び譲渡しないことを約する書面（以下この号において「誓約書」という。）

ロ 対象区域内用途廃止等二輪自動車等が法附則第五十七条第六項第二号に掲げる二輪自動車等に該当する場合 次に掲げる場合の区分に応じ次に定める書類

(1) 当該二輪自動車等の用途を廃止した場合 対象区域内用途廃止等二輪自動車等証明書又は誓約書

(2) 当該二輪自動車等を解体した場合 対象区域内用途廃止等二輪自動車等証明書又は当該二輪自動車等を解体したことを証する書類

ハ 対象区域内用途廃止等二輪自動車等が法附則第五十七条第六項第三号に掲げる二輪自動車等に該当する場合 次に掲げる場合の区分に応じ次に定める書類

(1) 当該二輪自動車等の用途を廃止した場合 対象区域内用途廃止等二輪自動車等証明書又は誓約書及び法附則第五十七条第六項第三号に規定する移動させた日を証する書類（当該移動させた日

を証する書類をやむを得ない理由により提出することができない場合にあつては、当該移動させた日を確認するため同項又は同条第七項に規定する市町村長が適当と認める書類）（以下(2)及び第三号ハにおいて「持出日証明書類」という。）

(2) 当該二輪自動車等を解体した場合 対象区域内用途廃止等二輪自動車等証明書又は当該二輪自動車等を解体したことを証する書類及び持出日証明書類

三 二輪の小型自動車について法附則第五十七条第六項又は第七項の規定の適用を受けようとする場合にあつては、次に掲げる場合の区分に応じ次に定める書類

イ 対象区域内用途廃止等二輪自動車等が法附則第五十七条第六項第一号に掲げる二輪自動車等に該当する場合 対象区域内用途廃止等二輪自動車等証明書又は二輪自動車検査記録事項等証明書であつて用途を廃止した二輪の小型自動車を対象区域内用途廃止等二輪自動車等に該当することとなつたことを証するもの（以下この号及び第八項第三号において「用途廃止二輪自動車検査記録事項等証明書」という。）のうち用途を廃止した日の記載がされているもの

ロ 対象区域内用途廃止等二輪自動車等が法附則第五十七条第六項第二号に掲げる二輪自動車等に該

当する場合 次に掲げる場合の区分に応じ次に定める書類

(1) 当該二輪自動車等の用途を廃止した場合 対象区域内用途廃止等二輪自動車等証明書又は用途

廃止二輪自動車検査記録事項等証明書のうち用途を廃止した日の記載がされているもの

(2) 当該二輪自動車等を解体した場合 対象区域内用途廃止等二輪自動車等証明書又は二輪自動車

検査記録事項等証明書であつて解体した二輪の小型自動車が対象区域内用途廃止等二輪自動車等

に該当することとなつたことを証するもの（以下この号及び第八項第三号において「解体二輪自

動車検査記録事項等証明書」という。）及び当該二輪自動車等を解体したことを証する書類

ハ 対象区域内用途廃止等二輪自動車等が法附則第五十七条第六項第三号に掲げる二輪自動車等に該

当する場合 次に掲げる場合の区分に応じ次に定める書類

(1) 当該二輪自動車等の用途を廃止した場合 対象区域内用途廃止等二輪自動車等証明書又は用途

廃止二輪自動車検査記録事項等証明書のうち用途を廃止した日の記載がされているもの及び持出

日証明書類

(2) 当該二輪自動車等を解体した場合 対象区域内用途廃止等二輪自動車等証明書又は解体二輪自

自動車検査記録事項等証明書、当該二輪自動車等を解体したことを証する書類及び持出日証明書類

四 政令附則第三十四条第四項第二号及び第三号又は第五項第二号及び第三号に掲げる者（以下この号において「相続人等」という。）が、法附則第五十七条第六項又は第七項の規定の適用を受けようとする場合にあつては、前三号に掲げるもののほか、戸籍の謄本又は法人に係る登記事項証明書その他のその適用を受けようとする者が相続人等に該当する旨を証する書類

6 政令附則第三十四条第七項又は第八項に規定する者が法附則第五十七条第八項又は第九項の規定の適用を受けようとする場合における政令附則第三十四条第九項に規定する総務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 次に掲げる事項を記載した書類

イ 対象区域内用途廃止等小型特殊自動車（法附則第五十七条第八項に規定する対象区域内用途廃止等小型特殊自動車をいう。以下この項及び第九項において同じ。）の同条第八項各号又は第九項に規定する警戒区域設定指示が行われた日における所有者（法第四百四十二条の二第二項に規定する場合にあつては、同項に規定する買主。以下この号において同じ。）の氏名又は名称及び住所又は

本店若しくは主たる事務所の所在地並びに当該対象区域内用途廃止等小型特殊自動車の標識番号並びに主たる定置場

- ロ 法附則第五十七条第八項又は第九項の規定の適用を受けようとする小型特殊自動車（以下この号において「申請小型特殊自動車」という。）の所有者の氏名又は名称及び住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地並びに当該申請小型特殊自動車の標識番号、車台番号、種別及び主たる定置場
- ハ 当該対象区域内用途廃止等小型特殊自動車の所有者につき、既に法附則第五十七条第三項の規定の適用を受けた同項に規定する被災小型特殊自動車に代わるものと市町村長が認める小型特殊自動車、同条第八項の規定の適用を受けた同項に規定する対象区域内用途廃止等小型特殊自動車に代わるものと市町村長が認める小型特殊自動車又は同条第九項の規定の適用を受けた同項に規定する他の小型特殊自動車がある場合にはその台数、標識番号及び車台番号
- ニ 当該対象区域内用途廃止等小型特殊自動車の法附則第五十七条第八項各号又は第九項に規定する警戒区域設定指示が行われた日における所在地

ホ 当該対象区域内用途廃止等小型特殊自動車が法附則第五十七条第八項第二号に掲げる小型特殊自

動車に該当する場合にあつては、同号に規定する警戒区域設定指示が解除された日

へ 当該対象区域内用途廃止等小型特殊自動車が法附則第五十七条第八項第三号に掲げる小型特殊自動車に該当する場合にあつては、同号に規定する移動させた日

ト 当該対象区域内用途廃止等小型特殊自動車の用途を廃止し又は解体した日

チ イからトまでに規定するもののほか、申請小型特殊自動車の対象区域内用途廃止等小型特殊自動車に代わるものと認めるに際し、法附則第五十七条第八項又は第九項に規定する市町村長が必要と認める事項

二 対象区域内用途廃止等小型特殊自動車が法附則第五十七条第八項第一号に掲げる小型特殊自動車に該当する場合にあつては、政令附則第三十四条第十項に規定する主たる定置場所在の市町村の長が法附則第五十七条第十三項に規定する対象区域内小型特殊自動車を対象区域内用途廃止等小型特殊自動車に該当することとなつたことを証する書類（以下この項において「対象区域内用途廃止等小型特殊自動車証明書」という。）又は対象区域内用途廃止等小型特殊自動車について用途を廃止した日以後再使用及び譲渡しないことを約する書面（以下この項において「誓約書」という。）

三 対象区域内用途廃止等小型特殊自動車が法附則第五十七条第八項第二号に掲げる小型特殊自動車に該当する場合で、当該小型特殊自動車の用途を廃止したときにあつては対象区域内用途廃止等小型特殊自動車証明書又は誓約書、当該小型特殊自動車を解体したときにあつては対象区域内用途廃止等小型特殊自動車証明書又は当該小型特殊自動車を解体したことを証する書類

四 対象区域内用途廃止等小型特殊自動車が法附則第五十七条第八項第三号に掲げる小型特殊自動車に該当する場合で、当該小型特殊自動車の用途を廃止したときにあつては対象区域内用途廃止等小型特殊自動車証明書又は誓約書及び同号に規定する移動させた日を証する書類（当該移動させた日を証する書類をやむを得ない理由により提出することができない場合にあつては、当該移動させた日を確認するため同項又は同条第九項に規定する市町村長が適当と認める書類）（以下この号において「持出日証明書類」という。））、当該小型特殊自動車を解体したときにあつては対象区域内用途廃止等小型特殊自動車証明書又は当該小型特殊自動車を解体したことを証する書類及び持出日証明書類

五 政令附則第三十四条第七項第二号及び第三号又は第八項第二号及び第三号に掲げる者（以下この号において「相続人等」という。）が、法附則第五十七条第八項又は第九項の規定の適用を受けようと

する場合にあつては、前各号に掲げるもののほか、戸籍の謄本又は法人に係る登記事項証明書その他のその適用を受けようとする者が相続人等に該当する旨を証する書類

7 対象区域内軽自動車等（法附則第五十七条第十三項に規定する対象区域内軽自動車等をいう。以下この条において同じ。）のうち軽自動車（二輪のものを除く。以下この項において同じ。）の所有者（法第四百四十二条の二第二項に規定する場合にあつては、同項に規定する買主。以下この項において同じ。）が当該対象区域内軽自動車等の主たる定置場所在の市町村の長に提出しなければならない政令附則第三十四条第十項に規定する総務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 次に掲げる事項を記載した書類

イ 対象区域内用途廃止等自動車（軽自動車に限る。以下この項において同じ。）の所有者の氏名又は名称及び住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地、当該対象区域内用途廃止等自動車の車両番号、車台番号及び主たる定置場並びに当該対象区域内用途廃止等自動車が営業用又は自家用のいずれであるかの別

ロ 当該対象区域内用途廃止等自動車の法附則第五十七条第十三項に規定する警戒区域設定指示が行

われた日における所在地

ハ 当該対象区域内用途廃止等自動車が法附則第五十二条第二項第二号に掲げる自動車に該当する場合にあつては、同号に規定する警戒区域設定指示が解除された日

ニ 当該対象区域内用途廃止等自動車が法附則第五十二条第二項第三号に掲げる自動車に該当する場合にあつては、同号に規定する移動させた日

ホ 当該対象区域内用途廃止等自動車の用途を廃止し、法附則第五十二条第二項第二号イ若しくは第三号イに規定する引取業者に引き渡し又は解体した日

ヘ イからホまでに規定するもののほか、法附則第五十七条第十三項に規定する対象区域内自動車が対象区域内用途廃止等自動車に該当することとなつたと認めるに際し、当該対象区域内自動車の主たる定置場所在の市町村の長が必要と認める事項

二 対象区域内用途廃止等自動車が法附則第五十二条第二項第一号の規定に該当する自動車であつた場合にあつては、用途廃止軽自動車検査記録事項等証明書

三 対象区域内用途廃止等自動車が法附則第五十二条第二項第二号に掲げる自動車に該当する場合で、

当該自動車の用途を廃止したときにあつては用途廃止軽自動車検査記録事項等証明書、当該自動車を同号イに規定する引取業者（以下この号において「引取業者」という。）に引き渡したときにあつては解体軽自動車検査記録事項等証明書及び当該自動車を引取業者に引き渡したことを証する書類（次号において「引取証明書」という。）、当該自動車を解体したときにあつては解体軽自動車検査記録事項等証明書及び当該自動車を解体したことを証する書類

四 対象区域内用途廃止等自動車が法附則第五十二条第二項第三号に掲げる自動車に該当する場合で、当該自動車の用途を廃止したときにあつては用途廃止軽自動車検査記録事項等証明書及び同号に規定する移動させた日を証する書類（当該移動させた日を証する書類をやむを得ない理由により提出することができない場合にあつては、当該移動させた日を確認するため当該自動車の主たる定置場所在の市町村の長が適当と認める書類）（以下この号において「持出日証明書」という。）、当該自動車を同項第三号イに規定する引取業者に引き渡したときにあつては解体軽自動車検査記録事項等証明書、引取証明書及び持出日証明書類、当該自動車を解体したときにあつては解体軽自動車検査記録事項等証明書、当該自動車を解体したことを証する書類及び持出日証明書類

8 対象区域内軽自動車等のうち二輪自動車等（法附則第五十七条第二項に規定する二輪自動車等をいう。以下この項において同じ。）の所有者（法第四百四十二条の二第二項に規定する場合にあつては、同項に規定する買主。以下この項において同じ。）が当該対象区域内軽自動車等の主たる定置場所在の市町村の長に提出しなければならない政令附則第三十四条第十項に規定する総務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 次に掲げる事項を記載した書類

イ 対象区域内用途廃止等二輪自動車等の所有者の氏名又は名称及び住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地並びに当該対象区域内用途廃止等二輪自動車等の車両番号又は標識番号、車台番号及び主たる定置場（当該対象区域内用途廃止等二輪自動車等が原動機付自転車又は軽自動車（二輪のものに限る。）であつた場合にあつては、当該対象区域内用途廃止等二輪自動車等の車両番号又は標識番号及び主たる定置場）

ロ 当該対象区域内用途廃止等二輪自動車等の法附則第五十七条第十三項に規定する警戒区域設定指示が行われた日における所在地

- ハ 当該対象区域内用途廃止等二輪自動車等が法附則第五十七条第六項第二号に掲げる二輪自動車等に該当する場合にあつては、同号に規定する警戒区域設定指示が解除された日
- ニ 当該対象区域内用途廃止等二輪自動車等が法附則第五十七条第六項第三号に掲げる二輪自動車等に該当する場合にあつては、同号に規定する移動させた日
- ホ 当該対象区域内用途廃止等二輪自動車等の用途を廃止し又は解体した日
- ヘ イからホまでに規定するもののほか、法附則第五十七条第十三項に規定する対象区域内二輪自動車等が対象区域内用途廃止等二輪自動車等に該当することとなつたと認めるに際し、当該対象区域内二輪自動車等の主たる定置場所在の市町村の長が必要と認める事項
- 二 当該二輪自動車等が原動機付自転車又は軽自動車（二輪のものに限る。）である場合にあつては、次に掲げる場合の区分に応じ次に定める書類
- イ 対象区域内用途廃止等二輪自動車等が法附則第五十七条第六項第一号に掲げる二輪自動車等に該当する場合 対象区域内用途廃止等二輪自動車等について用途を廃止した日以後再使用及び譲渡しないことを約する書面（以下この号において「誓約書」という。）

ロ 対象区域内用途廃止等二輪自動車等が法附則第五十七条第六項第二号に掲げる二輪自動車等に該当する場合で、当該二輪自動車等の用途を廃止したときにあつては誓約書、当該二輪自動車等を解体したときにあつては当該二輪自動車等を解体したことを証する書類

ハ 対象区域内用途廃止等二輪自動車等が法附則第五十七条第六項第三号に掲げる二輪自動車等に該当する場合で、当該二輪自動車等の用途を廃止したときにあつては誓約書及び同号に規定する移動させた日を証する書類（当該移動させた日を証する書類をやむを得ない理由により提出することができない場合にあつては、当該移動させた日を確認するため当該二輪自動車等の主たる定置場所在の市町村の長が適当と認める書類）（以下ハにおいて「持出日証明書」という。）、「当該二輪自動車等を解体したときにあつては当該二輪自動車等を解体したことを証する書類及び持出日証明書」類

三 当該二輪自動車等が二輪の小型自動車である場合にあつては、次に掲げる場合の区分に応じ次に定める書類

イ 対象区域内用途廃止等二輪自動車等が法附則第五十七条第六項第一号に掲げる二輪自動車等に該

当する場合 用途廃止二輪自動車検査記録事項等証明書

ロ 対象区域内用途廃止等二輪自動車等が法附則第五十七条第六項第二号に掲げる二輪自動車等に該当する場合で、当該二輪自動車等の用途を廃止したときにあつては用途廃止二輪自動車検査記録事項等証明書、当該二輪自動車等を解体したときにあつては解体二輪自動車検査記録事項等証明書及び当該二輪自動車等を解体したことを証する書類

ハ 対象区域内用途廃止等二輪自動車等が法附則第五十七条第六項第三号に掲げる二輪自動車等に該当する場合で、当該二輪自動車等の用途を廃止したときにあつては用途廃止二輪自動車検査記録事項等証明書及び同号に規定する移動させた日を証する書類（当該移動させた日を証する書類をやむを得ない理由により提出することができない場合にあつては、当該移動させた日を確認するため当該二輪自動車等の主たる定置場所在の市町村の長が適当と認める書類）（以下ハにおいて「持出日証明書類」という。））、当該二輪自動車等を解体したときにあつては解体二輪自動車検査記録事項等証明書、当該二輪自動車等を解体したことを証する書類及び持出日証明書類

9 対象区域内軽自動車等のうち小型特殊自動車の所有者（法第四百四十二条の二第二項に規定する場合

にあつては、同項に規定する買主。以下この項において同じ。）が当該対象区域内軽自動車等の主たる定置場所在の市町村の長に提出しなければならない政令附則第三十四条第十項に規定する総務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 次に掲げる事項を記載した書類

イ 対象区域内用途廃止等小型特殊自動車の所有者の氏名又は名称及び住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地並びに当該対象区域内用途廃止等小型特殊自動車の標識番号及び主たる定置場

ロ 当該対象区域内用途廃止等小型特殊自動車の法附則第五十七条第十三項に規定する警戒区域設定指示が行われた日における所在地

ハ 当該対象区域内用途廃止等小型特殊自動車法附則第五十七条第八項第二号に掲げる小型特殊自動車に該当する場合にあつては、同号に規定する警戒区域設定指示が解除された日

ニ 当該対象区域内用途廃止等小型特殊自動車法附則第五十七条第八項第三号に掲げる小型特殊自動車に該当する場合にあつては、同号に規定する移動させた日

ホ 当該対象区域内用途廃止等小型特殊自動車の用途を廃止し又は解体した日

- へ イからホまでに規定するもののほか、法附則第五十七条第十三項に規定する対象区域内小型特殊自動車の対象区域内用途廃止等小型特殊自動車に該当することとなつたと認めるに際し、当該対象区域内小型特殊自動車の主たる定置場所在の市町村の長が必要と認める事項
- 二 対象区域内用途廃止等小型特殊自動車が法附則第五十七条第八項第一号に掲げる小型特殊自動車に該当する場合にあつては、対象区域内用途廃止等小型特殊自動車について用途を廃止した日以後再使用及び譲渡しないことを約する書面（以下この項において「誓約書」という。）
- 三 対象区域内用途廃止等小型特殊自動車が法附則第五十七条第八項第二号に掲げる小型特殊自動車に該当する場合で、当該小型特殊自動車の用途を廃止したときにあつては誓約書、当該小型特殊自動車を解体したときにあつては当該小型特殊自動車を解体したことを証する書類
- 四 対象区域内用途廃止等小型特殊自動車法附則第五十七条第八項第三号に掲げる小型特殊自動車に該当する場合で、当該小型特殊自動車の用途を廃止したときにあつては誓約書及び同号に規定する移動させた日を証する書類（当該移動させた日を証する書類をやむを得ない理由により提出することができない場合にあつては、当該移動させた日を確認するため当該小型特殊自動車の主たる定置場所在

の市町村の長が適当と認める書類）（以下この号において「持出日証明書類」という。）、当該小型特殊自動車を解体したときにあつては当該小型特殊自動車を解体したことを証する書類及び持出日証明書類

（普通交付税に関する省令の一部改正）

第二条 普通交付税に関する省令（昭和三十七年自治省令第十七号）の一部を次のように改正する。

第二十四条算式の符号△中「及び地方税法の一部を改正する法律（平成23年法律第30号。以下「平成23年地方税法改正法」という。）」や「並びに地方税法の一部を改正する法律（平成23年法律第30号。以下「平成23年地方税法改正法」という。）及び東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するための地方税法及び東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の一部を改正する法律（平成23年法律第96号。以下「平成23年地方税法等改正法」という。）」に改める。

第三十二条第二項算式の符号中「地方税法第348条及び平成23年地方税法改正法附則第55条の規定」や「地方税法第348条、平成23年地方税法改正法附則第55条及び平成23年地方税法等改正法附則第55条の2の規定」に改め、同条第三項中「同法第二百四十八条及び平成二十三年地方税法改正法附則第五十五条の規定

」を「同法第三百四十八条、平成二十三年地方税法改正法附則第五十五条及び東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するための地方税法及び東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の一部を改正する法律（平成二十三年法律第九十六号。以下「平成二十三年地方税法等改正法」という。）附則第五十五条の二の規定」に改める。

第三十三条第一号中「同法第四百四十三条の規定及び平成二十三年地方税法改正法の施行により」を「同法第四百四十三条の規定並びに平成二十三年地方税法改正法及び平成二十三年地方税法等改正法の施行により」に改める。

附則第十九条の十七第一項中「及び東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律」を「、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律」に改め、「震災特例法」という。）の下に「及び平成二十三年地方税法等改正法」を加え、同条第四項中「及び震災特例法」を「、震災特例法及び平成二十三年地方税法等改正法」に改める。

附 則

（施行期日）

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

(平成二十三年四月二十一日における警戒区域設定指示区域に関する経過措置)

第二条 平成二十三年四月二十一日における東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するための地方税法及び東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の一部を改正する法律(平成二十三年法律第九十六号)第一条の規定による改正後の地方税法附則第五十一条第三項に規定する警戒区域設定指示区域(以下この条において「警戒区域設定指示区域」という。)であつて同年三月十二日において同法附則第五十五条の二第一項第二号に掲げる指示(避難のための立退きに係るものに限る。)の対象区域であつた区域は、この省令による改正後の地方税法施行規則附則第二十二条の二、第二十三条、第二十三条の二、第二十四条第十一項及び第十二項並びに第二十五条の規定の適用については、同年三月十一日から警戒区域設定指示区域であつたものとみなす。この場合において、次の表の上欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

附則第二十二條の	法附則第五十一条第三項又は第	東日本大震災における原子力発電所の事故によ
二第一項	四項の規定の適用を受けようと	る災害に対処するための地方税法及び東日本大

<p>する場合 次に</p>	<p>震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の一部を改正する法律（平成二十三年法律第九十六号。以下「地方税法等改正法」という。）附則第二条の規定により読み替えて適用される法附則第五十一条第三項又は第四項の規定の適用を受けようとする場合 次に</p>
<p>法附則第五十一条第三項に規定する</p>	<p>地方税法等改正法附則第二条の規定により読み替えて適用される法附則第五十一条第三項に規定する</p>
<p>同条第三項又は第四項に規定する警戒区域設定指示が行われた日</p>	<p>平成二十三年三月十一日</p>
<p>政令附則第三十一条第三項第二</p>	<p>地方税法施行令の一部を改正する政令（平成二</p>

<p>号から第四号まで</p>	<p>十三年政令第二百五十八号。以下「改正令」という。）附則第三条の規定により読み替えて適用される政令附則第三十一条第三項第二号から第四号まで</p>
<p>法附則第五十一条第三項又は第四項の規定の適用を受けようとする場合にあつては</p>	<p>地方税法等改正法附則第二条の規定により読み替えて適用される法附則第五十一条第三項又は第四項の規定の適用を受けようとする場合にあつては</p>
<p>政令附則第三十一条第四項第三号</p>	<p>改正令附則第三条の規定により読み替えて適用される政令附則第三十一条第四項第三号</p>
<p>法附則第五十一条第四項</p>	<p>地方税法等改正法附則第二条の規定により読み替えて適用される法附則第五十一条第四項</p>
<p>政令附則第三十一条第四項第一</p>	<p>改正令附則第三条の規定により読み替えて適用</p>

	号	される政令附則第三十一条第四項第一号
<p>附則第二十三条第 一項</p>	<p>東日本大震災における原子力発 電所の事故による災害に対処す るための地方税法及び東日本大 震災に対処するための特別の財 政援助及び助成に関する法律の 一部を改正する法律（平成二十 三年法律第九十六号。以下「地 方税法等改正法」という。）</p>	<p>地方税法等改正法</p>
<p>附則第二十三条第 二項</p>	<p>政令附則第三十二条第三項又は 第四項</p>	<p>改正令附則第三条の規定により読み替えて適用 される政令附則第三十二条第三項又は第四項</p>
	<p>法附則第五十二条第二項又は第 三項</p>	<p>地方税法等改正法附則第二条の規定により読み 替えて適用される法附則第五十二条第二項又は</p>

	第三項
法附則第五十二条第二項に規定する	地方税法等改正法附則第二条の規定により読み替えて適用される法附則第五十二条第二項に規定する
同項各号又は第三項に規定する警戒区域設定指示が行われた日	平成二十三年三月十一日
法附則第五十二条第二項各号又は第三項に規定する警戒区域設定指示が行われた日	平成二十三年三月十一日
法附則第五十二条第二項第二号に掲げる	地方税法等改正法附則第二条の規定により読み替えて適用される法附則第五十二条第二項第二号に掲げる
法附則第五十二条第二項第三号	地方税法等改正法附則第二条の規定により読み

	<p>替えて適用される法附則第五十二条第二項第三号</p>
<p>法附則第五十二条第二項第二号 イ若しくは第三号イ</p>	<p>地方税法等改正法附則第二条の規定により読み替えて適用される法附則第五十二条第二項第二号イ若しくは第三号イ</p>
<p>政令附則第三十二条の二第二項</p>	<p>改正令附則第三条の規定により読み替えて適用される政令附則第三十二条の二第二項</p>
<p>法附則第五十四条第七項</p>	<p>地方税法等改正法附則第二条の規定により読み替えて適用される法附則第五十四条第七項</p>
<p>政令附則第三十四条第十項</p>	<p>改正令附則第三条の規定により読み替えて適用される政令附則第三十四条第十項</p>
<p>法附則第五十七条第十三項</p>	<p>地方税法等改正法附則第二条の規定により読み替えて適用される法附則第五十七条第十三項</p>

	<p>政令附則第三十二条第三項第二号及び第三号又は同条第四項第二号及び第三号</p>			<p>改正令附則第三条の規定により読み替えて適用される政令附則第三十二条第三項第二号及び第三号又は同条第四項第二号及び第三号</p>
<p>附則第二十三条の 二第一項</p>	<p>法附則第五十二条第三項に規定する警戒区域設定指示が行われた日</p>	<p>平成二十三年三月十一日</p>	<p>法附則第五十四条第三項</p>	<p>地方税法等改正法附則第二条の規定により読み替えて適用される法附則第五十四条第三項</p>
<p>法附則第五十二条第二項第二号に掲げる</p>	<p>地方税法等改正法附則第二条の規定により読み替えて適用される法附則第五十二条第二項第二号に掲げる</p>	<p>法附則第五十二条第二項第三号</p>	<p>地方税法等改正法附則第二条の規定により読み替えて適用される法附則第五十二条第二項第三</p>	

	<p>法附則第五十二条第二項第二号 イ若しくは第三号イ</p> <p>法附則第五十二条第三項の規定</p> <p>政令附則第三十二条第四項第二号及び第三号</p>	<p>号</p> <p>地方税法等改正法附則第二条の規定により読み替えて適用される法附則第五十二条第二項第二号イ若しくは第三号イ</p> <p>地方税法等改正法附則第二条の規定により読み替えて適用される法附則第五十二条第三項の規定</p> <p>改正令附則第三条の規定により読み替えて適用される政令附則第三十二条第四項第二号及び第三号</p>
<p>附則第二十三条の 二第二項</p>	<p>法附則第五十四条第七項に規定する警戒区域設定指示が行われた日</p>	<p>平成二十三年三月十一日</p>

附則第二十四条第			
同条第二十三項第一号	<p>法附則第五十二条第二項第二号 イ若しくは第三号イ</p> <p>法附則第五十四条第七項に規定する対象区域内自動車</p>	<p>法附則第五十二条第二項第三号</p>	<p>法附則第五十二条第二項第二号に掲げる</p>
改正令附則第三条の規定により読み替えて適用	<p>地方税法等改正法附則第二条の規定により読み替えて適用される法附則第五十四条第七項に規定する対象区域内自動車</p>	<p>地方税法等改正法附則第二条の規定により読み替えて適用される法附則第五十二条第二項第二号イ若しくは第三号イ</p>	<p>地方税法等改正法附則第二条の規定により読み替えて適用される法附則第五十二条第二項第二号に掲げる</p>

<p>十一項</p>		<p>される政令附則第三十三條第二十三項第一号</p>
<p>附則第二十四條第 十二項</p>	<p>法附則第五十六條第十三項</p>	<p>地方税法等改正法附則第二條の規定により読み替えて適用される法附則第五十六條第十三項</p>
<p>同項に規定する警戒区域設定指 示が行われた日</p>	<p>平成二十三年三月十一日</p>	
<p>政令附則第三十三條第二十項第 一号</p>	<p>改正令附則第三條の規定により読み替えて適用される政令附則第三十三條第二十項第一号</p>	
<p>政令附則第三十三條第二十項第 二号から第四号まで</p>	<p>改正令附則第三條の規定により読み替えて適用される政令附則第三十三條第二十項第二号から第四号まで</p>	
<p>政令附則第三十三條第二十項第 三号</p>	<p>改正令附則第三條の規定により読み替えて適用される政令附則第三十三條第二十項第三号</p>	
<p>法附則第五十六條第十四項又は</p>	<p>地方税法等改正法附則第二條の規定により読み</p>	

<p>第十五項</p>	<p>替えて適用される法附則第五十六条第十四項又は第十五項</p>
<p>法附則第五十六条第十五項</p>	<p>地方税法等改正法附則第二条の規定により読み替えて適用される法附則第五十六条第十五項</p>
<p>同条第十四項に規定する警戒区域設定指示が行われた日</p>	<p>平成二十三年三月十一日</p>
<p>同項に規定する警戒区域設定指示区域内に所有していた旨を証する</p>	<p>同条第十四項に規定する警戒区域設定指示区域内に所有していた旨を証する</p>
<p>同条第十五項に規定する警戒区域設定指示が行われた日</p>	<p>平成二十三年三月十一日</p>
<p>同項に規定する警戒区域設定指示区域内に所有していた旨を約</p>	<p>同条第十五項に規定する警戒区域設定指示区域内に所有していた旨を約する</p>

	<p>する</p> <p>政令附則第三十三條第二十三項 第二号から第四号まで</p>	<p>改正令附則第三條の規定により読み替えて適用 される政令附則第三十三條第二十三項第二号か ら第四号まで</p>
<p>附則第二十五條第 四項</p>	<p>政令附則第三十二條第三項又は 第四項</p> <p>法附則第五十七條第四項又は第 五項</p>	<p>改正令附則第三條の規定により読み替えて適用 される政令附則第三十二條第三項又は第四項</p> <p>地方税法等改正法附則第二條の規定により読み 替えて適用される法附則第五十七條第四項又は 第五項</p>
<p>法附則第五十二條第二項各号又 は第三項に規定する警戒区域設 定指示が行われた日</p>	<p>平成二十三年三月十一日</p>	
<p>法附則第五十二條第二項第二号</p>	<p>地方税法等改正法附則第二條の規定により読み</p>	

<p>に掲げる</p>	<p>替えて適用される法附則第五十二条第二項第二号に掲げる</p>
<p>法附則第五十二条第二項第三号</p>	<p>地方税法等改正法附則第二条の規定により読み替えて適用される法附則第五十二条第二項第三号</p>
<p>法附則第五十二条第二項第二号 イ若しくは第三号イ</p>	<p>地方税法等改正法附則第二条の規定により読み替えて適用される法附則第五十二条第二項第二号イ若しくは第三号イ</p>
<p>法附則第五十二条第二項又は第三項</p>	<p>地方税法等改正法附則第二条の規定により読み替えて適用される法附則第五十二条第二項又は第三項</p>
<p>政令附則第三十二条の二第二項</p>	<p>改正令附則第三条の規定により読み替えて適用される政令附則第三十二条の二第二項</p>

附則第二十五条第						
政令附則第三十四条第四項又は	及び第三号	政令附則第三十二条第三項第二号及び第三号又は第四項第二号	イに規定する	法附則第五十二条第二項第二号	法附則第五十七条第十三項	政令附則第三十四条第十項
改正令附則第三条の規定により読み替えて適用	三号又は第四項第二号及び第三号	される政令附則第三十二条第三項第二号及び第三号又は第四項第二号及び第三号	号イに規定する	地方税法等改正法附則第二条の規定により読み替えて適用される法附則第五十二条第二項第二号イに規定する	地方税法等改正法附則第二条の規定により読み替えて適用される法附則第五十七条第十三項	地方税法等改正法附則第二条の規定により読み替えて適用される法附則第五十四条第七項

五項

<p>第五項</p>	<p>される政令附則第三十四条第四項又は第五項</p>
<p>法附則第五十七条第六項又は第七項</p>	<p>地方税法等改正法附則第二条の規定により読み替えて適用される法附則第五十七条第六項又は第七項</p>
<p>法附則第五十七条第六項に規定する</p>	<p>地方税法等改正法附則第二条の規定により読み替えて適用される法附則第五十七条第六項に規定する</p>
<p>同条第六項各号又は第七項に規定する警戒区域設定指示が行われた日</p>	<p>平成二十三年三月十一日</p>
<p>法附則第五十七条第六項各号又は第七項に規定する警戒区域設定指示が行われた日</p>	<p>平成二十三年三月十一日</p>

<p>法附則第五十七條第六項第二号</p>	<p>地方税法等改正法附則第二条の規定により読み替えて適用される法附則第五十七條第六項第二号</p>
<p>法附則第五十七條第六項第三号</p>	<p>地方税法等改正法附則第二条の規定により読み替えて適用される法附則第五十七條第六項第三号</p>
<p>法附則第五十七條第六項第一号</p>	<p>地方税法等改正法附則第二条の規定により読み替えて適用される法附則第五十七條第六項第一号</p>
<p>政令附則第三十四條第十項</p>	<p>改正令附則第三条の規定により読み替えて適用される政令附則第三十四條第十項</p>
<p>法附則第五十七條第十三項</p>	<p>地方税法等改正法附則第二条の規定により読み替えて適用される法附則第五十七條第十三項</p>

	<p>政令附則第三十四条第四項第二号及び第三号又は第五項第二号及び第三号</p>	<p>改正令附則第三条の規定により読み替えて適用される政令附則第三十四条第四項第二号及び第三号又は第五項第二号及び第三号</p>
<p>附則第二十五条第六項</p>	<p>政令附則第三十四条第七項又は第八項</p>	<p>改正令附則第三条の規定により読み替えて適用される政令附則第三十四条第七項又は第八項</p>
<p>法附則第五十七条第八項又は第九項</p>	<p>地方税法等改正法附則第二条の規定により読み替えて適用される法附則第五十七条第八項又は第九項</p>	
<p>法附則第五十七条第八項に規定する</p>	<p>地方税法等改正法附則第二条の規定により読み替えて適用される法附則第五十七条第八項に規定する</p>	
<p>同条第八項各号又は第九項に規定する警戒区域設定指示が行わ</p>	<p>平成二十三年三月十一日</p>	

<p>れた日</p>	<p>法附則第五十七条第八項各号又は第九項に規定する警戒区域設定指示が行われた日</p>	<p>法附則第五十七条第八項第二号</p>	<p>法附則第五十七条第八項第三号</p>	<p>法附則第五十七条第八項第一号</p>
<p>平成二十三年三月十一日</p>		<p>号 地方税法等改正法附則第二条の規定により読み替えて適用される法附則第五十七条第八項第二号</p>	<p>号 地方税法等改正法附則第二条の規定により読み替えて適用される法附則第五十七条第八項第三号</p>	<p>号 地方税法等改正法附則第二条の規定により読み替えて適用される法附則第五十七条第八項第一号</p>

	<p>政令附則第三十四条第十項</p> <p>法附則第五十七条第十三項</p> <p>政令附則第三十四条第七項第二号及び第三号又は第八項第二号及び第三号</p>	<p>改正令附則第三条の規定により読み替えて適用される政令附則第三十四条第十項</p> <p>地方税法等改正法附則第二条の規定により読み替えて適用される法附則第五十七条第十三項</p> <p>改正令附則第三条の規定により読み替えて適用される政令附則第三十四条第七項第二号及び第三号又は第八項第二号及び第三号</p>
<p>附則第二十五条第七項</p>	<p>法附則第五十七条第十三項に規定する対象区域内軽自動車等</p> <p>法附則第五十七条第十三項に規定する警戒区域設定指示が行われた日</p>	<p>地方税法等改正法附則第二条の規定により読み替えて適用される法附則第五十七条第十三項に規定する対象区域内軽自動車等</p> <p>平成二十三年三月十一日</p>

<p>法附則第五十二条第二項第二号に掲げる</p>	<p>地方税法等改正法附則第二条の規定により読み替えて適用される法附則第五十二条第二項第二号に掲げる</p>
<p>法附則第五十二条第二項第三号</p>	<p>地方税法等改正法附則第二条の規定により読み替えて適用される法附則第五十二条第二項第三号</p>
<p>法附則第五十二条第二項第二号イ若しくは第三号イ</p>	<p>地方税法等改正法附則第二条の規定により読み替えて適用される法附則第五十二条第二項第二号イ若しくは第三号イ</p>
<p>法附則第五十七条第十三項に規定する対象区域内自動車</p>	<p>地方税法等改正法附則第二条の規定により読み替えて適用される法附則第五十七条第十三項に規定する対象区域内自動車</p>
<p>法附則第五十二条第二項第一号</p>	<p>地方税法等改正法附則第二条の規定により読み</p>

	<p>附則第二十五条第 八項</p>	<p>法附則第五十七条第十三項に規 定する警戒区域設定指示が行わ れた日</p>	<p>法附則第五十七条第六項第二号</p>	<p>法附則第五十七条第六項第三号</p>	<p>法附則第五十七条第十三項に規 定する対象区域内二輪自動車等</p>
<p>替えて適用される法附則第五十二条第二項第一 号</p>	<p>平成二十三年三月十一日</p>	<p>地方税法等改正法附則第二条の規定により読み 替えて適用される法附則第五十七条第六項第二 号</p>	<p>地方税法等改正法附則第二条の規定により読み 替えて適用される法附則第五十七条第六項第三 号</p>	<p>地方税法等改正法附則第二条の規定により読み 替えて適用される法附則第五十七条第十三項に</p>	

		附則第二十五条第九項	
	法附則第五十七条第六項第一号	法附則第五十七条第十三項に規定する警戒区域設定指示が行われた日	法附則第五十七条第八項第二号
規定する対象区域内二輪自動車等	地方税法等改正法附則第二条の規定により読み替えて適用される法附則第五十七条第六項第一号	平成二十三年三月十一日	地方税法等改正法附則第二条の規定により読み替えて適用される法附則第五十七条第八項第二号
	法附則第五十七条第八項第三号		地方税法等改正法附則第二条の規定により読み替えて適用される法附則第五十七条第八項第三号

	<p>法附則第五十七條第十三項に規定する対象区域内小型特殊自動車</p>	<p>地方税法等改正法附則第二条の規定により読み替えて適用される法附則第五十七條第十三項に規定する対象区域内小型特殊自動車</p>
<p>法附則第五十七條第八項第一号</p>		<p>地方税法等改正法附則第二条の規定により読み替えて適用される法附則第五十七條第八項第一号</p>